

# 石川県公報

平成 31 年 3 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 21 号)

## 目 次

### 人事委員会

○石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び  
休暇等に関する規則の一部を改正する規則

1

## 人 事 委 員 会

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年三月二十九日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第五号

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二の次に次の三条を加える。

（時間外勤務を命ずる際の考慮）

第十四条の二 任命権者等は、職員に時間外勤務（条例第十二条及び学校職員条例第十三条の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第十四条の四 任命権者等は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第十四条の五 任命権者等は、職員（労働基準法第三十六条第一項の規定が適用される職員を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

一 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の(1)及び(2)に定める時間

(1) 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について四十五時間

(2) 一年において時間外勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(1)及び(2)に定める時間及び月数

(1) 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間

(2) イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者等が指定するものに勤務する職員 次のイからニまでに定める時間及び月数

- イ 一箇月において時間外勤務を命ずる時間について五百時間未満
- ロ 一年において時間外勤務を命ずる時間について七百二十時間
- ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間
- ニ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について六箇月

- 2 任命権者等が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者等が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者等は、前項の規定により、第一項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 平成三十一年八月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第十四条の五第一項第二号（ハに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ハ中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（平成三十一年四月以後の期間に限る。）」とする。